

クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(令和4年度事業) クリーンエネルギー自動車 応募要領

✿ はじめに ✿

補助金の交付申請および受給される皆様へ

一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という）が交付する「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金（令和4年度事業）」（以下「本補助金」という）は、国庫補助金等の公的資金を財源としています。このため、その適正な執行が社会的に強く求められており、センターとしても本補助金に係る不正行為に対しては厳格に対処いたします。

以下の点を十分にご理解の上、申請または受給していただきますようお願い申し上げます。

1. 本補助金の申請者がセンターに提出する書類には、如何なる理由があっても、虚偽の記載を行なわないで下さい。
2. 偽りその他の不正な方法により本補助金を受給した疑いがある場合には、センターとして、必要に応じて調査などを行います。
3. 特に、反社会的勢力及びそれに準ずる者には補助金は交付しません。
4. 本補助金を受けて取得したクリーンエネルギー自動車は、一定の年数は処分（譲渡、交換、貸し付け、廃棄又は担保に供すること等の補助金の交付目的に反する行為を言う）できません。（以下処分制限期間という）。処分制限期間内に処分しようとするときには、事前にセンターの承認を受けなくてはなりません。なお、センターは必要に応じて管理状況について調査を行います。
5. 不正な方法により本補助金を受給した疑いがあるとき、または、補助金受けた車両を事前の承認を得ずして処分したことが判明したときは、当該補助金の全部又は一部について、加算金（年 10.95%の利率）を加えて返納していただくことがあります。
6. さらに、補助金に係る不正行為に対しては、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）（いわゆる補助金等適正化法）の第 29 条から第 32 条において、刑事罰を科す旨規定されています。



一般社団法人次世代自動車振興センター 個人情報保護について



当センターは、補助金交付業務に当たり、当センターとして定めた個人情報保護方針に基づき、以下を順守いたします。（当センターの個人情報保護方針はホームページに記載しております。）

1. ご提供いただきました『個人情報』は以下の目的に必要な範囲を超えて使用しません。
 - ①補助金申請者への問合せ、補助金の交付・不交付等の通知及び補助金の振込、規定された期間の補助対象物の保有又は使用義務違反に係る調査など、補助金交付に関する業務の適切な遂行。
 - ②シンポジウム開催などの次世代自動車普及啓発業務の適切な遂行。
2. 『個人データ』は法令に基づく場合または業務遂行上必要な範囲で業務委託先に提供する場合を除き、ご本人の同意なく第三者に提供しません。
3. 『個人データ』を業務委託先に預託する場合は、秘密保持契約等によって、業務委託先に個人情報保護を義務付け、業務委託先が適切に『個人データ』を取り扱うよう管理いたします。
4. 『個人データ』は、不正なアクセス対策やウイルス対策等の情報セキュリティ対策を実施し、適切な安全対策のもとに管理し、漏えい、滅失および改ざん等を防止いたします。
5. 『個人データ』に関し、個人情報保護法など個人情報の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守いたします。

I. 補助金の重要ポイントと申請から交付までの流れ

I-1 令和4年度事業の重要ポイント

◎補助事業の概要

- ◎令和4年度事業による補助事業では、令和3年度補正予算による補助事業で補助対象車両となっていない車両が補助対象として追加されます。
- 令和3年度補正予算による補助事業で補助対象となっている車両は、補助金交付額等に変更なく、令和4年度予算による補助事業でも継続して補助金交付いたします。
- 「高度な安全運転支援技術」装備車両に対する補助額上乗せは、4月1日以降の登録(届出)車が対象となります。
- 令和4年度用の様式で、令和3年度補正予算による補助事業の補助対象車両も含め、全ての車両の申請ができるように変更しますので、申請受付開始以降は、令和4年度用の様式で申請いただくようお願いいたします。

【補助対象】

補助対象の車両・機器	令和3年度補正事業	令和4年度事業
電気自動車(EV)	○	○*
プラグインハイブリッド自動車(PHV)	○	○*
燃料電池自動車(FCV)	○	○*
超小型モビリティ	○	○
クリーンディーゼル自動車(CDV)	×	○
側車付二輪自動車・原動機付自転車	×	○
ミニカー	×	○
補助対象となる車両の登録(届出)日	2021年 11月26日以降	2022年 2月19日以降

*:「高度な安全運転支援技術」上乗せは2022年4月1日登録(届出)以降

(参考)外部給電器	×	○
(参考)V2H充放電設備	×	○

◎補助金の募集要件

(1) 補助対象期間、申請書提出期限(令和4年度事業)

補助対象となる車両の初度登録(初度検査届出)日	令和4年2月19日～令和5年2月17日
補助金交付申請書受付期間	令和4年4月28日～令和5年3月1日(必着) ※予算不足の恐れが発生した場合は受付期間を短縮することがあります。
補助金交付申請書提出期限	車両の初度登録(届出)の日に応じて、下記の通り

【補助金交付申請書の提出期限】

- ▶ 【原則】
車両の初度登録(届出)の日から1ヶ月以内(翌月の前日までの消印有効)
- ▶ 【例外】
初度登録日(届出日)の翌々月の末日まで(消印有効)
代金の支払い事務手続きの関係等により、車両登録日までに車両代金の支払いまたは全額支払いの手続きのいずれかが完了しない場合

▽【例外】となる例:

- (例1) 現金払い分の全部または一部の支払いが、車両登録日より後になる場合。
- (例2) 下取り車の入庫(=現物による支払い)が、車両登録日より後になる場合。

▽【原則】となる例:

- ※上記(例1)(例2)以外の場合は、原則どおりとなります。
- (例3) 車両の初度登録(届出)の日までに、車両代金の一部が現金により支払い完了、かつ残金分についてクレジット契約を締結済である場合

☆(注意) クレジット契約による支払いの場合には、「支払いの手続きの完了」とは、クレジット会社と申請者の間のクレジット契約の締結の完了をいいます(クレジット会社から販売会社への支払いの完了ではありません)。したがって、(例3)は原則どおりとなります。

▽また、受付開始当初の例外として、初度登録が令和4年2月19日～令和4年5月31日の車両の補助金申請書の提出期限を、令和4年6月30日まで(消印有効)とし、以下の通りとします。

初度登録(届出)日	申請書提出期限(消印有効)	
	原則(車両登録日までに支払い手続き完了している場合)	例外(車両登録日までに支払い手続きが完了していない場合)
2021年11月26日～ 2022年2月18日 (令和3年度補正のみ対象)	5月31日	5月31日
2月19日～4月30日	6月30日	6月30日
5月1日～5月31日	6月30日	7月31日
6月1日以降 (例:6月10日)	初度登録(届出)日から1ヶ月 (例:7月9日)	初度登録(届出)日の翌々月 末日 (例:8月31日)

(2)補助対象者

▽補助金交付申請ができるのは、①地方公共団体・その他の法人②個人③リース会社です。

☆(注意) 独立行政法人は申請できません。

☆(注意) 自動車販売を営む法人は、申請できる車両に制限があります。☞ 詳細は 注1)参照。

☆(注意) ①地方公共団体・企業等の法人及び③リース会社の場合は、補助金申請書内に、法人番号の記入が必要です。補助金の交付を受けた場合には、その情報が国のgBizINFO サイトにおいて公表されます。

▽補助金交付申請者と車検証上の所有者・使用者は補助対象車両の購入形態別に以下の通りであることが必要です。

購入形態	申請者	車検証上の所有者・使用者	
		所有者	使用者
①車両販売会社から購入	車両購入者	車両購入者(申請者)	車両購入者(申請者)
②所有権留保付き購入	車両購入者	車両販売会社 又はローン会社等	車両購入者 (申請者)
③リース車の貸与	リース会社	リース会社	車両の借受人(契約者)

☆(注意) 手形による購入の場合は、補助金の交付はできません。

☆(注意) 法人等による購入及び法人等が車両の借受人であるリースの場合、検査証上の使用者が、車両の管理責任者として「自動車保管場所証明書」を取得した役員又は従業員等となっている場合も申請を認めます。(II-4ページ又はII-16ページ参照)

☆(注意) 身体障がい者等が使用する自動車に係る税の減免制度の適用を受けており、その要件を維持するために、車検証上の所有者・使用者が上記と異なる内容になっている場合も、申請を認める場合があります。(II-10ページ又はII-14ページ参照)

▽反社会的勢力及びそれに準ずる者には補助金の交付はできません。

申請者は、補助金の交付申請前に、「暴力団排除に関する誓約」の内容を必ず確認しなければなりません。申請者が「暴力団排除に関する誓約」に違反した場合は、交付決定を取り消します。

また、法人(地方公共団体を除く)の場合は、センターの指定様式の役員名簿の提出が必要です。

☞ [「暴力団排除に関する誓約」](#)参照

注1)自動車販売業者の申請車両制限

④自動車販売を営む全ての法人に対する制限

✖展示車、試乗車等の販売促進活動で使用される車両は申請できません。

⑤自動車販売を営む法人のうち、特に以下の①②の両方に該当する法人に対する制限

(下記の①または②の一方のみ該当する自動車販売業者は、⑤の制限は受けません)

- ①直近の会計年度の総売上に占める新車販売売上の比率が15%超である
- ②直近の会計年度における新車販売台数が20台超である

✖当該法人が、補助金交付申請をしようとする車両(当該車両)と同一名称の車両について、当該車両の初度登録日を起点に、その前一年以内に販売している場合、あるいはその後一年以内に販売する予定がある場合は申請できません。ただし、自家用自動車有償貸渡業の許可を取得して貸渡を行う車両については、当該車両を製造事業者から購入し自動車検査証上の所有者及び使用者となる場合に限り令和4年5月27日以降に登録した車両は、上記の適用対象外として認めます。

(注意)当制限の対象となる車両は、車検証上の所有者が自動車販売業者(法人)である車両及びリース車両で自動車販売業者(法人)が使用者である車両です。

(3)補助対象車両

▽補助対象車両は、センターが承認した車種のみです。

補助対象車両は随時更新されますので、最新情報はセンターのホームページで確認して下さい。

☞ [【銘柄ごとの補助金交付額】](#)

▽以下の場合には補助対象になりません。

- 既に補助金の交付を受けた車両。補助金の交付は車両ごとに1回限りです。
- 自動車検査証の自家用・事業用別の欄が「事業用」の車両。補助金交付は「自家用」に限ります。
- 地方公共団体及び地方公共団体が出資する法人が所有もしくは使用する塵芥車。
- 中古の輸入車は日本では初度登録でも補助金交付対象外です。

▽同一の車両について、国が実施する他の補助金と重複して補助金交付申請をすることは原則としてできません。また、地方公共団体による補助金制度とは重複して申請できます。

(4) 車両(財産)の一定期間の保有義務

▽補助金を受けたクリーンエネルギー自動車(「取得財産等」という)は、原則として、定められた期間(初度登録(届出)日から4年又は3年)(「処分制限期間」)は保有が義務付けられます。

▽やむを得ず、処分制限期間中に取得財産等の処分をする場合は、事前に手続きが必要です。
また、補助金の返納が必要となります。

☞ 取得財産等の[処分制限期間](#)参照

☞ 手続きの詳細は、「Ⅲ. [計画変更・財産処分等の手続き](#)」を参照

【取得財産等の処分に該当する行為】

補助金の目的は、クリーンエネルギー自動車の利用によって、地球温暖化の原因とされるCO₂や大気汚染の原因となる有害な排出ガスの排出量低減に貢献することです。
これに反する以下の行為は取得財産等の処分に該当する行為となります。

①補助金の目的に反する使用 ②譲渡(売却) ③交換 ④貸付 ⑤廃棄 ⑥担保に供すること

▽センターでは、補助金を交付した車両の保有状況を定期的に調査しています。

センターの承認を得ずに、処分制限期間内に取得財産等の処分を行ったことが判明した場合は、補助金の全額返納を求められます。

(5) その他の条件

▽J-クレジット事業への参加

個人が購入する、型式指定を受けた電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、超小型モビリティの場合は、CO₂排出削減量のクレジット化を推進するJ-クレジット事業を実施する「J-グリーン・リンケージ倶楽部」への入会が必要です。入会手続きはセンターが行います。

【入会手続きの流れ】

☞ J-クレジット制度の詳細は 注2) 参照

- 補助金交付申請書で入会の同意をいただきますと、補助金交付決定時にセンターから送付する「補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書」の下段に「J-グリーン・リンケージ倶楽部」に入会されたことも記載します。
- 入会者(補助金交付申請者)の情報を「J-グリーン・リンケージ倶楽部」へ提供します。(個人情報 は厳重に管理されます)
提供する個人情報は、氏名、住所、電話番号、車両名、型式、車両登録番号、車台番号、燃費(電費 km/kWh)、登録年月日、購入価格、補助金交付額です。
- 後日、「J-グリーン・リンケージ倶楽部」の事務局から、ご協力依頼の連絡があります。

☆(注意) CO₂排出削減事業を行う他の団体に入会する場合や補助金交付申請者自らがCO₂排出削減事業を行う場合には、入会の必要はありません。

☆(注意) 電気自動車でも型式が「不明」となっている車種は入会の必要はありません。

注2) J-クレジット制度について

J-クレジット制度とは、二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガスに関して、省エネルギー機器の導入による排出削減量、森林経営などによる吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。
個々の電気自動車購入者が入会手続きをすることは煩雑なのでセンターでまとめて入会し、国としての温室効果ガスの排出削減としてクレジット化され、売却されます。購入者には還元されません。
センターが指定するJ-クレジット事業実施団体は、「J-グリーン・リンケージ倶楽部」です。

※本件に関する問合せ先

J-グリーン・リンクージ倶楽部事務局(北電総合設計株式会社エネルギー部)

Tel : 011-261-6545 [受付時間 9:00-12:00 13:00-17:00(土日祝日を除く)]

URL:<http://www.hokuss.co.jp/>

(参考)当補助金に適用される税法上の扱い

- 当補助金は、所得税法第42条「国庫補助金等の総収入金額不算入」又は法人税法第42条「国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入」の規定を適用することが可能です。
具体的な処理方法については、税務署、税理士等にご相談下さい。

I-2 申請から交付までの流れ

: センター

: 申請者

1. 補助金交付申請の募集

- ↓
- ▶ 募集(補助金交付申請の受付)には、条件や期限がありますので注意して下さい。

2. 補助対象車両の購入・リースと登録・届出

- ↓
- ▶ 補助金の交付対象になる車両は、クリーンエネルギー自動車としてセンターが承認した車種です。これを「補助対象車両」といいます。
 - ▶ 購入した補助対象車両は、補助金交付申請の前に、登録(軽自動車等は届出)と車両代金全額の支払いを完了、又は全額支払いの手続きを完了させて下さい。

3. 補助金交付申請書類の提出

- ↓
- ▶ 補助金の交付を申請する車両1台ごとに補助金交付申請書及び定められた書類を添付して提出下さい。
 - ▶ 補助金交付申請書類は、郵便か宅配便で送付して下さい。持ち込みによる受付はいたしません。

4. 補助金交付申請書類の審査

- ↓
- ▶ 補助金交付申請書類が、適正なものか、応募要件を満たしているか等を審査します。
☆(注意)補助金交付申請書類の審査状況について、お電話での問い合わせはご遠慮下さい。
審査状況は、センターのホームページで確認することができます。

5. 補助金交付決定

- ↓
- ▶ 補助金の交付が決定しましたら、「補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書」で交付金額をお知らせします。

6. 補助金交付(振込み)

- ↓
- ▶ 「補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書」の発行後1-2週間程度で申請書に記載された金融機関に補助金を振込みます。

7. 車両(財産)の一定期間の保有

- ▶ 補助金を受けて取得した車両は、初度登録(届出)日から4年又は3年の定められた期間は保有が義務付けられています。
期間中に処分した場合は原則として補助金の全部又は一部を返納しなければなりません。
- ▶ センターでは、定期的に、補助金を交付した車両の保有状況を調査しています。

取得財産等の管理規程

1. 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けて取得したクリーンエネルギー自動車等(以下「取得財産等」という。)について、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に沿って使用しなければならない。
2. 補助金の交付を受けた者は、取得財産等について、センターの定める様式の取得財産等管理台帳・取得財産等明細表を備え、管理しなければならない。
取得財産等管理台帳・取得財産等明細表は、センターが開示を求めた場合は、開示しなければならない。
3. 補助金の交付を受けた者は、センターが定める取得財産等の処分を制限する期間においては、取得財産等を処分してはならない。
取得財産等の処分とは、譲渡、交換、貸し付け(リース事業者を除く)、廃棄又は担保に供すること等の補助金の交付目的に反する行為をいう。
取得財産等の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数を勘案して、別表6に定める期間とする。
4. 補助金の交付を受けた者は、別表6に定められた期間内において、取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめセンターの定める様式の財産処分承認申請書をセンターに提出し、承認を受けなければならない。
センターが取得財産等の処分を承認する場合においても、取得財産等の処分の目的、事由によっては、補助金の全部又は一部の返納を求める場合がある。
また、センターの承認を得ずに、取得財産等の処分を行ったことが判明した場合は、補助金の全部の返納を求める場合がある。
5. 補助金の交付を受けた者が、取得財産等の処分制限期間内に取得財産等を処分した場合で、取得財産等の処分によって、補助金の交付を受けた者に収入があるとセンターが認めるときには、センターは、補助金の交付を受けた者に対して、期限を付してその収入の全部又は一部についてセンターへの納付を命ずることができる。
6. センターは、補助金の交付を受けた者に補助金の返納を求めた場合には、その者からの新しい交付申請に対する補助金の交付については、補助金の返納が完了したことを確認するまで拒否することができる。

取得財産等の処分を制限する期間

(業務実施細則 別表6)

【クリーンエネルギー自動車】

下表に該当しない車両の場合は、個別に判断する。

種類	自家用車両※1		貸自動車業用車両※2	
	区分	処分制限期間	区分	処分制限期間
乗用車	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車のもの	4年	総排気量2ℓ超のもの。総排気量がないものは、道路運送車両法上の自動車の種別が普通自動車のもの	4年
			総排気量2ℓ以下のもの。総排気量がないものは、道路運送車両法の自動車の種別が小型自動車のもの	3年
貨物車	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、積載量2トン超のもの	4年	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、積載量2トン超のもの	4年
	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、積載量2トン以下のもの	4年	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、積載量2トン以下のもの	3年
車いす移動車	道路運送車両法上の自動車の種別が普通自動車のもの	4年	道路運送車両法上の自動車の種別が普通自動車のもの	4年
	道路運送車両法上の自動車の種別が小型自動車のもの	3年	道路運送車両法上の自動車の種別が小型自動車のもの	3年
軽自動車	道路運送車両法上の自動車の種別が軽自動車のもの（除く側車付二輪自動車）	4年	道路運送車両法上の自動車の種別が軽自動車のもの（除く側車付二輪自動車）	3年
側車付二輪自動車	道路運送車両法上の自動車の種別が側車付二輪自動車のもの	3年	道路運送車両法上の自動車の種別が側車付二輪自動車のもの	3年
ミニカー	道路運送車両法施行規則により定める「第一種原動機付自転車」であって、道路交通法施行規則により定めるもの	3年	道路運送車両法施行規則により定める「第一種原動機付自転車」であって、道路交通法施行規則により定めるもの	3年
原付2輪	道路運送車両法上の自動車の種別が原動機付自転車の2輪のもの	3年	道路運送車両法上の自動車の種別が原動機付自転車の2輪のもの	3年

※1 自家用車両とは、いわゆる白ナンバー車両。

※2 貸自動車業用車両とは、いわゆるレンタカー用車両。リース用車両ではない。

※3 超小型モビリティは軽自動車の処分制限期間を適用する。

暴力団排除に関する誓約

(交付規程 第4条 第6条 第13条 第20条)

私(個人である場合はその者、企業である場合は当社、団体である場合は当団体)は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においても、下記の事項について誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、私が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 私は、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)ではありません。かつ、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではありません。
- (2) 私の法人の役員等(法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)は、暴力団員ではありません。
- (3) 私及び私の法人の役員等は、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しません。
- (4) 私及び私の法人の役員等は、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しません。
- (5) 私及び私の法人の役員等は、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を持ちません。

Ⅱ. 申請者別補助金交付申請手続き

Ⅱ-1. 地方公共団体・その他の法人

1. 必要書類一覧

必要書類		詳細説明 参照ページ	書類様式
(1)	補助金交付申請書	Ⅱ-2	様式1-1 (全3枚)
(2)	申請者を確認する書類	Ⅱ-3	様式8
(3)	申請車両を確認する書類	Ⅱ-3	—
(4)	車両代金の支払いを確認する書類	Ⅱ-4	—
(5)	車名および購入価格の確認書類	Ⅱ-5	—
(6)	【下取車がある場合】 下取価格が車両代金の一部に充当されたことの確認書類	Ⅱ-5	様式4
(7)	【提出不要。申請時に作成し保管】 補助金を受けた車両(取得財産等)の管理のための書類	Ⅱ-5	様式 11
(8)	型式が「不明」となっている車両の仕様確認書類	Ⅱ-5	—
(9)	ミニカーがカーシェアリングで使用されることの確認書類	Ⅱ-5	様式 18

- ☞ センターが様式を指定する書類は、センターのホームページからダウンロードしてお使い下さい。
- ☞ 添付する書類は片面コピーで、A4 サイズでお願いします。
- ☞ 申請書類は、以下の宛先に、郵便か宅配便で送付してください。持ち込みによる受付は行いません。
- ☞ 提出された書類は返送いたしませんのでご了承下さい。

< 書類送付先 >

〒103-0027

東京都中央区日本橋1丁目16番3号 日本橋木村ビル9階

一般社団法人 次世代自動車振興センター

令和3年度補正／令和4年度 CEV 補助金(車両)受付 係

2. 必要書類の詳細説明

(1) 補助金交付申請書

- 補助金交付申請書(様式 1-1)は車両1台につき1部(全3枚の内 P1、P2)を提出して下さい。

[記入例](#)

記入項目	記入要領						
<p>1. 申請者に関する事項</p>	<p>(1) (2) 住所及び氏名又は法人名は登記簿謄本の通り記入して下さい。</p> <p>(3) 「代表者名」は代表権をお持ちの方の氏名を記入して下さい。</p> <p>(4) 「法人番号」は国税庁から指定されている法人番号(13桁)を記入して下さい。 ☆(注意) 国税庁指定の13桁の番号。国税庁法人番号公表サイトで検索可能。 登記簿謄本に記載の会社法人等番号(12桁)とは異なります。</p> <p>☆(注意) 申請者への補助金交付等に関する情報が、国の gBizINFO サイトにて公表されます。</p> <p>(5) 申請者の属性に応じ、以下から該当項目を選択又は記入して下さい。 2: 法人、3: 地方公共団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支店等が申請する場合、「支店申請」欄に「1: 支店申請」を選択又は記入して下さい。 ・支店等が申請する場合は、支店等が登記されていること、支店等の代表者が代表権を持っていることが必要です。 →「支店代表者の代表権」欄に代表権の有無を選択又は記入して下さい。支店等の代表者が代表権を持っていない場合は、代表権者から申請者への委任状(様式は自由)を添付して下さい。 ♪ 委任状記載事項 <table border="1" data-bbox="587 1137 1437 1294"> <tr> <td>委任事項</td> <td>クリーンエネルギー自動車・インフラ導入事業促進費補助金に関連する一切の事項</td> </tr> <tr> <td>委任者</td> <td>住所、氏名</td> </tr> <tr> <td>代理人</td> <td>住所、氏名</td> </tr> </table> <p>(6) 法人内のご担当者・連絡先について記入して下さい。</p>	委任事項	クリーンエネルギー自動車・インフラ導入事業促進費補助金に関連する一切の事項	委任者	住所、氏名	代理人	住所、氏名
委任事項	クリーンエネルギー自動車・インフラ導入事業促進費補助金に関連する一切の事項						
委任者	住所、氏名						
代理人	住所、氏名						
<p>2. 車両に関する事項</p>	<p>(1) 以下から該当項目を選択又は記入して下さい。 1: 電気自動車、2: プラグインハイブリッド自動車、3: 燃料電池自動車、4: 超小型モビリティ、5: クリーンディーゼル自動車、6: ミニカー、7: 原付(側車付を含む)</p> <p>(2) (3) (4) 自動車検査証又は標識交付証明書等に記載されている通りに記入して下さい。</p> <p>(5) 「銘柄ごとの補助金交付額」の通りに記入して下さい。外部給電機能、車載コンセントについては「1: 有」又は「2: 無」を選択又は記入して下さい。</p> <p>(6) 以下から該当項目を選択又は記入して下さい。 1: 申請者本人、2: 販売会社・ローン会社 ・「2: 販売会社・ローン会社」: 下記Ⅱ-1.2「(3) 申請車両を確認する書類」の「例外1」を参照。</p> <p>(7) 以下から該当項目を選択又は記入して下さい。 1: 申請者本人、2: リース使用者、3: 車両管理責任者となる役員又は従業員 ・「3: 車両管理責任者となる役員または従業員」: 下記Ⅱ-1.2「(3) 申請車両を確認する書類」の「例外2」を参照。</p> <p>(8) 「2: 無」を選択又は記入して下さい。 ☆(注意) リース車両についてはリース使用者(借受人)が申請することは出来ません。</p>						

	(リース会社からの申請となります。) (9) 申請車両の購入の際、過去に国のクリーンエネルギー自動車関連の補助金を受けた車両を下取車とした場合、「1:有」を選択又は記入した上で、車台番号を記入して下さい。
3. 補助金額に関する事項	(1)「 銘柄ごとの補助金交付額 」で確認してご記入下さい。
4. 補助金振込先に関する事項	※記入ミスにより振込みができないケースが多くあります。必ず通帳等で確認の上記入して下さい。 (1) 口座は、申請者名義の口座として下さい。フリガナも必ず記入して下さい。 (「1:申請者に関する事項」の「(2)氏名又は法人名」と同一の名義。代表者等の個人名口座には振り込めません) (2) 金融機関の種類:以下から該当項目を選択又は記入して下さい。 1:銀行、2:信金、3:信組、4:その他 店名の種類:以下から該当項目を選択又は記入して下さい。 1:本店、2:支店、3:出張所 (4) 預金種目の種類:以下から該当項目を選択又は記入して下さい。 1:普通・総合、2:当座、3:貯蓄、4:その他
5. J-クレジット事業への参加	・地方公共団体・法人は、対象外です。(1)で、「2:いいえ」を選択又は記入して下さい。
6. 申請に関する誓約	全ての項目につき内容を確認の上、□にチェック(☑を選択又は記入)して下さい。 ☆ (注意) 同意がない場合、補助金は交付されません。

(2) 申請者を確認する書類

◎申請者が地方公共団体以外の法人

➤申請者が確認できる下記書類。発行後3ヶ月以内のもの。

- 商業登記簿の全部事項証明書(履歴事項証明書又は現在事項証明書の写し)

➤センターが指定する様式(様式8)の役員名簿

- ・様式8に記載された(注)を確認後、全項目を記入して下さい。

☞ [記入例](#)

☆(注意) ・申請者は、補助金の交付申請前に、「暴力団排除に関する誓約」の内容を必ず確認しなければなりません。

☞ [「暴力団排除に関する誓約」](#)は参照

◎申請者が地方公共団体

- 申請者を確認する書類は提出不要です。

(3) 申請車両を確認する書類

➤申請車両が確認できる下記書類のいずれか1つ(写し)

- 自動車検査証 ※運輸支局長印のあるもの。「登録事項等通知書」は無効。
- 標識交付証明書

但し原動付自転車で標識交付証明書が発行されない場合は、軽自動車税申告書控又は標識届出書証明書が必要です。

- 上記書類における申請車両の「所有者」名と「使用者」名は、申請者名（申請書の 1-(2)氏名又は法人名）と同一であることが必要です。

ただし、以下の場合は、例外として「所有者」名と「使用者」名が一致しないことを認めます。

例外1	<p>○車両の所有権が留保された購入において、申請車両の「所有者」が販売会社又はローン会社等となっている場合。</p> <p>この場合は、所有権留保付き購入であることを確認できる以下の書類（写し）の提出が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 申請者が契約者となっている、ローン、クレジット、保証、割賦等の契約書（申込書は不可）
例外2	<p>○申請車両の「使用者」が、車両の管理責任者として「自動車保管場所証明書」を取得した役員又は従業員等となっている場合</p> <p>この場合は、申請車両が適正に管理・使用されることが確認できる以下の書類の提出が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 車両を適正に管理・使用することに関する関係者連名の確認書（様式 15） ● 法人等と申請車両の使用者の関係が分かる書類 <p>・「使用者」が役員の場合 申請者を確認する書類として提出いただく商業登記簿の全部事項証明書に記載のある役員の場合は追加の書類提出は不要です。 上記証明書に記載のない役員は、従業員の場合と同様の書類を提出ください。</p> <p>・「使用者」が従業員等の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 在職証明書（様式 17） ② 在職証明書が正しいことを確認できる以下の書類（写し） <ul style="list-style-type: none"> i . 従業員等の確認書類・・・運転免許証等 ii . 従業員等の給与所得の源泉徴収票 支払いを受ける者の住所、氏名及び支払者の住所、氏名以外は墨消してください。

(4) 車両代金の支払いを確認する書類

※以下により、車両代金全額の支払い、又は全額の支払いの手続きが完了していることを確認できることが必要です。

- ① 申請者自身が現金により支払いを完了した代金（現金、クレジットカード、銀行振込等による支払いを含む）： 支払証憑（写し）

【支払証憑の例】

- 申請者宛ての領収証（領収証（控）は不可）
- （銀行振込み等で領収証が無い場合） 銀行発行の振込証明書（振込金受取書等）

☆（注意）

- ・ 金額が車両本体以外のものも区分けせずに記載されている場合は、車両本体の支払額がわかる内訳明細表を添付して下さい。
- ・ 車両代金の全額分に相当する領収証が複数枚に分かれる場合は、複数枚の領収証を提出して下さい。
- ・ 入金証明書の類は領収証として扱えません。

- ② 下取車の価格を購入金額の一部に充当した場合： 下記(6)ご参照。

- ③ 車両代金全額の支払いが完了しておらず、残金について割賦、ローン、クレジット等の支払方式により後払いする場合： 申請者が契約者となっている、ローン、クレジット、保証、割賦等の契約書（申込書は不可）

☆（注意）

- ・ 申請者が契約者（支払者）である必要があります。

- ・ 契約申込書は不可(契約済であることが確認できる必要があります)。
- ・ 契約締結日が明記されている必要があります。

(5) **車名および購入価格の確認書類**

- 車名・グレード及び購入価格が明示されている書類（写し）
（申請者が車両購入者となっている注文書、請求書、売買契約書等）
- メーカーオプションで外部給電機能又は車載コンセントを装着した場合は、上記書類にその旨の記載があることが必要です。

(6) **【下取車がある場合】下取価格が車両代金の一部に充当されたことの確認書類**

- 下取車の下取代金を車両代金の一部に充当した場合は、車両販売会社が記入した「下取車入庫証明書」(様式4)を提出して下さい。

[☞ 記入例](#)

- 併せて、車両購入の注文書、請求書、売買契約書等(上記(5))に当該下取車の明細が記載されていることが必要です。

☆(注意)

- ・ 下取車が過去にクリーンエネルギー自動車の補助金を受領している場合で、処分制限期間内に売却等の処分をする場合は、事前に財産処分手続きと補助金返納が必要になります。

[☞ 財産処分の手続き](#)は参照

(7) **補助金を受けた車両(取得財産等)の管理のための書類**

- 補助金を受けた車両(取得財産等)の管理のため、センターが指定する「取得財産等管理台帳・取得財産等明細表」(様式 11)を作成してください(申請書類としての提出は不要ですが、必要に応じ、センターから開示を求める場合があります)。

補助金を受けた車両は、4年又は3年の保有義務期間(処分制限期間)があり、その間は、当書類を備え付け、管理しなければなりません。

[☞ 記入例](#)

[☞ 処分制限期間](#)

(8) **型式が「不明」となっている車両の仕様確認書類**

- 申請車両の型式が「不明」となっている車両の場合、その仕様が事前に承認を受けている補助対象車両と同一であることを証するメーカー又はメーカーの委託を受けた輸入事業者発行の確認書が必要です。

(9) **ミニカーがカーシェアリングで使用されることの確認書類**

- 以下の確認書類を提出して下さい。
 - ・センターが指定する「カーシェアリング届出書」(様式 18)
 - ・カーシェアリング貸渡約款又は利用約款

📎書類提出にあたり、以下の点をもう一度確認下さい📎

<地方公共団体・その他の法人>

☆ 書類に不備がある場合は申請受付とはなりません。

提出期限には間に合っていますか？

【提出期限】初度登録(届出)の日から1ヶ月以内(翌月の前日)(消印有効)

例外的に、初度登録(届出)の翌々月の末日まで(消印有効)

📎[提出期限は I -1ページ](#)参照

申請書及びその他様式に、必要事項が、もれなく記入されていますか？

申請者の名前と書類等に記載された名前は、全て一致していますか？

(補助金振込口座名義人、自動車検査証の所有者、領収証の宛名、等)

自動車検査証の所有者と使用者は一致していますか？

(一致していないことが認められるケースは、[II -3ページ](#)参照)

必要書類は全て整っていますか？

添付する書類は片面コピーで、A4 サイズでお願いします。

◇ 補助金交付申請書(様式 1-1)

◇ 商業登記簿の全部事項証明書の写し

◇ 役員名簿(様式 8)

◇ 自動車検査証 / 標識交付証明書<いずれか 1 つ>

◇ (現金による支払い分)領収証

◇ 注文書 / 請求書 / 売買契約書等 <いずれか 1 つ>

★所有権留保付き購入の場合

◇ローン、クレジット、保証、割賦等の契約書

★「使用者」が車両管理責任者となっている場合

◇車両管理に関する確認書(様式 15)、その他必要書類

★下取車がある場合

◇下取車入庫証明書(様式 4)

★型式が「不明」となっている車両の場合

◇メーカー又はメーカーの委託を受けた輸入業者発行の確認書 <原本>

申請する補助対象車両の保有義務期間(処分制限期間)を確認しましたか？

申請者が反社会的勢力及びそれに準ずる者でないことを「暴力団排除に関する誓約」に基づいて確認しましたか？

📎「[暴力団排除に関する誓約](#)」は参照

Ⅱ. 申請者別補助金交付申請手続き

Ⅱ-2. 個人

1. 必要書類一覧

必要書類		詳細説明 参照ページ	書類様式
(1)	補助金交付申請書	Ⅱ-8	様式1-1 (全3枚)
(2)	申請者を確認する書類	Ⅱ-9	—
(3)	申請車両を確認する書類	Ⅱ-9	—
(4)	車両代金の支払いを確認する書類	Ⅱ-10	—
(5)	車名および購入価格の確認書類	Ⅱ-11	—
(6)	【下取車がある場合】 下取価格が車両代金の一部に充当されたことの確認書類	Ⅱ-11	様式4
(7)	【提出不要。申請時に作成し保管】 補助金を受けた車両(取得財産等)の管理のための書類	Ⅱ-11	様式 11
(8)	型式が「不明」となっている車両の仕様確認書類	Ⅱ-11	—

- ☞ センターが様式を指定する書類は、センターのホームページからダウンロードしてお使い下さい。
- ☞ 添付する書類は、片面コピーで、A4 サイズでお願いします。
- ☞ 申請書類は、以下の宛先に、郵便か宅配便で送付してください。持ち込みによる受付は行いません。
- ☞ 提出された書類は返送いたしませんのでご了承下さい。

<書類送付先>

〒103-0027

東京都中央区日本橋1丁目16番3号 日本橋木村ビル9階
一般社団法人 次世代自動車振興センター
令和3年度補正/令和4年度 CEV 補助金(車両)受付 係

2. 必要書類の詳細説明

(1) 補助金交付申請書

- 補助金交付申請書(様式 1-1)は車両1台につき1部(全3枚の内 P1、P2)を提出して下さい。

☞ [記入例](#)

記入項目	記入要領
1. 申請者に関する事項	<p>(1) (2) (5)を記入してください。(3) (4) (6)は記入不要です。 (5) 以下から該当項目を選択又は記入して下さい。 1:個人 4:個人_身障者申請</p>
2. 車両に関する事項	<p>(1) 以下から該当項目を選択又は記入して下さい。 1:電気自動車、2:プラグインハイブリッド自動車、3:燃料電池自動車、4:超小型モビリティ、5:クリーンディーゼル自動車、6:ミニカー、7:原付(側車付を含む)</p> <p>(2) (3) (4) 自動車検査証又は標識交付証明書等に記載されている通りに記入して下さい。</p> <p>(5) 「銘柄ごとの補助金交付額」の通りに記入して下さい。外部給電機能、車載コンセントについては「1:有」又は「2:無」を選択又は記入して下さい。</p> <p>(6) 以下から該当項目を選択又は記入して下さい。 1:申請者本人、2:販売会社・ローン会社 ・「2:販売会社・ローン会社」:下記Ⅱ-2.2「(3) 申請車両を確認する書類」の「例外1」を参照。</p> <p>(7) 以下から該当項目を選択又は記入して下さい。 1:申請者本人 4:身障者関係者 ・「4:身障者関係者」:身障者減免制度適用上の制約から、「使用者」が申請者でない場合に選択又は記入して下さい。下記Ⅱ-2.2「(3) 申請車両を確認する書類」の「例外2」を参照。</p> <p>(8) 「2:無」を選択又は記入して下さい。</p> <p>(9) 申請車両の購入の際、過去に国のクリーンエネルギー自動車関連の補助金を受けた車両を下取車とした場合、「1:有」を選択又は記入した上で、車台番号を記入して下さい。</p>
3. 補助金額に関する事項	<p>(1) 「銘柄ごとの補助金交付額」で確認して下さい。</p>
4. 補助金振込先に関する事項	<p>※記入ミスにより振込みができないケースが多くあります。必ず通帳等で確認の上記入して下さい。</p> <p>(1) 口座は、申請者名義の口座として下さい。フリガナも必ず記入して下さい。 ・「1.申請者に関する事項」の「(2)氏名」に記されたものと同一の名義。家族等の口座には振り込めません。 ・個人事業者で口座名義に屋号が付く場合には別途証明書が必要な場合があります。</p> <p>(2) 金融機関の種類:以下から該当項目を選択又は記入して下さい。 1:銀行、2:信金、3:信組、4:その他 店名の種類:以下から該当項目を選択又は記入して下さい。 1:本店、2:支店、3:出張所</p> <p>(4) 預金種目の種類 以下から該当項目を選択又は記入して下さい。 1:普通・総合、2:当座、3:貯蓄、4:その他</p>

5. J-クレジット事業への参加	<ul style="list-style-type: none"> 申請車両が電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、超小型モビリティの場合はすべて参加していただきます(型式が「不明」となっている車種を除く)。 上記に該当する場合で「1:はい」を選択又は記入の上、参加方法につき「1:センター指定団体」、「2:その他」のいずれかを選択又は記入して下さい。「2:その他」の場合は、加入する団体名を記入して下さい。 ☞J-クレジット制度の詳細は参照
6. 申請に関する誓約	<p>全ての項目につき内容を確認の上、□にチェック(☑を選択又は記入)して下さい。 ☆ (注意) 同意がない場合、補助金は交付されません。</p>

(2) 申請者を確認する書類

➤ 申請者の氏名、現住所が確認できる公的証明書:下記のいずれか1つ(写し)

- 運転免許証(両面を1枚に複写) ※有効期限内のもの
- 住民票 ※発行後3ヶ月以内のもの
- 印鑑登録証明書 ※発行後3ヶ月以内のもの

☆ (注意) 申請者は、補助金の交付申請前に、「暴力団排除に関する誓約」の内容を必ず確認しなければなりません。

☞ [「暴力団排除に関する誓約」](#)は参照

(3) 申請車両を確認する書類

➤ 申請車両が確認できる下記書類(写し)のいずれか1つ

- 自動車検査証 ※運輸支局長印のあるもの。「登録事項等通知書」は無効
- 標識交付証明書

但し原動付自転車で標識交付証明書が発行されない場合は、軽自動車税申告書控又は標識届出書証明書が必要です。

➤ 上記書類における「所有者」名と「使用者」名は、申請者名(申請書の1-(2)氏名又は法人名)と同一であることが必要です。

ただし、以下の場合、例外として「所有者」名と「使用者」名が一致しないことを認めます。

例外1	○車両の所有権が留保された購入において、申請車両の「所有者」が販売会社又はローン会社等となっている場合。
	<p>この場合は、所有権留保付き購入であることを確認できる以下の書類(写し)の提出が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 申請者が契約者となっている、ローン、クレジット、保証、割賦等の契約書(申込書は不可)

例外2	<p>○申請車両の登録又は届出日の年度において、身体障がい者等が使用する自動車に係る自動車税又は軽自動車税の減免制度の適用を受けており、その要件を維持するために、申請車両の「所有者」と「使用者」が一致しない状態となる場合 ※ただし、「所有者」と「使用者」が生計を一にする者である場合に限る。</p> <p>☆(注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減免制度の適用を受けるための「所有者」「使用者」の要件は、自治体により異なります。制度については各自治体にお問合せください。 ・車両の初度登録(届出)後に「所有者」が変更された場合、補助金の交付が受けられなくなりますので、事前によくご確認の上登録(届出)をお願いします。 ・「所有者」と「使用者」の不一致が認められるのは、<u>車両の登録(届出)の年度</u>に減免制度の適用を受けている場合のみです。 <p>(例) -次年度に減免を申請予定の場合は、認められません。 -補助金の交付後、車両の処分制限期間内に減免申請のために「所有者」を変更する場合は、補助金の返納の対象となります。</p>
	<p>この場合は、「所有者」と「使用者」の不一致が減免制度の要件によるものであることが確認できる以下の書類の提出が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 減免制度の適用を受けていることが確認できる書類(写し) <ul style="list-style-type: none"> ・減免承認通知書、又は減免申請書(收受印のあるもの)等 ● 「所有者」と「使用者」の生計同一が確認できる書類(写し) <ul style="list-style-type: none"> ・生計同一証明書、住民票等 <p>☆(注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減免制度の申請(車両の入替え等)や上記書類の取得に時間がかかり、補助金交付申請の期限に間に合わない場合があります。そのような場合には、必ず事前に、センターにご一報ください(期限を過ぎた申請は一切受け付けできません)。

▶ 個人事業者名での車両購入で所有者又は使用者が屋号の場合には、別途、証明書が必要です。

(4) **車両代金の支払いを確認する書類**

※以下により、車両代金全額の支払い、又は全額の支払いの手続きが完了していることを確認できることが必要です。

- ① 申請者自身が現金により支払いを完了した代金(現金、クレジットカード、銀行振込等による支払いを含む): 支払証憑(写し)

【支払証憑の例】

- 申請者宛ての領収証(領収証(控)は不可)
- (銀行振込み等で領収証が無い場合) 銀行発行の振込証明書(振込金受取書等)

☆(注意)

- ・ 金額が車両本体以外のものも区分けせずに記載されている場合は、車両本体の支払額がわかる内訳明細表を添付して下さい。
- ・ 車両代金の全額分に相当する領収証が複数枚に分かれる場合は、複数枚の領収証を提出して下さい。
- ・ 入金証明書の類は領収証として扱えません。

- ② 下取車の価格を購入金額の一部に充当した場合: 下記(6)ご参照。

- ③ 車両代金全額の支払いが完了しておらず、残金についてローン、クレジット、保証、割賦等の支払方式により後払いする場合: 申請者が契約者となっている、ローン、クレジット、保証、割賦等の契約書(申込書は不可)

☆(注意)

- ・ 申請者が契約者(支払者)である必要があります。

- ・ 契約申込書は不可(契約済であることが確認できる必要があります)。
- ・ 契約締結日が明記されている必要があります。

(5) 車名および購入価格の確認書類

- 車名・グレード及び購入価格が明示されている書類(写し)
(申請者が車両購入者となっている注文書、請求書、売買契約書等)
- メーカーオプションで外部給電機能又は車載コンセントを装着した場合は、上記書類にその旨の記載があること。

(6) 【下取車がある場合】下取価格が車両代金の一部に充当されたことの確認書類

- 下取車の下取代金を車両代金の一部に充当した場合は、車両販売会社が記入した「下取車入庫証明書」(様式4)を提出して下さい。

☞ [記入例](#)

- 併せて、車両購入の注文書、請求書、売買契約書等(上記(5))に当該下取車の明細が記載されていることが必要です。

☆(注意)

- ・ 下取車が過去にクリーンエネルギー自動車の補助金を受領している場合で、処分制限期間内に売却等の処分をする場合は、事前に財産処分手続きと補助金返納が必要になります。

☞ [財産処分の手続き](#)は参照

(7) 補助金を受けた車両(取得財産等)の管理のための書類

- 補助金を受けた車両(取得財産等)の管理のため、センターが指定する「取得財産等管理台帳・取得財産等明細表」(様式 11)を作成してください(申請書類としての提出は不要ですが、必要に応じ、センターから開示を求める場合があります)。

補助金を受けた車両は、4年又は3年の保有義務期間(処分制限期間)があり、その間は、当書類を備え付け、管理しなければなりません。

☞ [記入例](#)

☞ [処分制限期間](#)

(8) 型式が「不明」な車両の仕様確認書類

- 申請車両の型式が「不明」となっている車両の場合、その仕様が事前に承認を受けている補助対象車両と同一であることを証するメーカー又はメーカーの委託を受けた輸入事業者発行の確認書が必要です。

📁 書類提出にあたり、以下の点をもう一度確認下さい 📁

<個人>

☆ 書類に不備がある場合は申請受付とはなりません。

提出期限には間に合っていますか？

【提出期限】初度登録(届出)の日から1ヶ月以内(翌月の前日)(消印有効)
例外的に、初度登録(届出)の翌々月の末日まで(消印有効)

👉 [提出期限は I -1 ページ](#) 参照

申請書及びその他様式に、必要事項が、もれなく記入されていますか？

申請者の名前と書類等に記載された名前は、全て一致していますか？
(補助金振込口座名義人、自動車検査証の所有者、領収証の宛名、等)

自動車検査証の所有者と使用者は一致していますか？
(一致していないことが認められるケースは、[II -9・10](#) ページ参照)

必要書類は全て整っていますか？

添付する書類は、片面コピーで、A4 サイズでお願いします。

- ◇ 補助金交付申請書(様式 1-1)
- ◇ 運転免許証 / 印鑑登録証明書 / 住民票 <いずれか 1 つ>
- ◇ 自動車検査証 / 標識交付証明書 <いずれか 1 つ>
- ◇ (現金による支払い分)領収証
- ◇ 注文書 / 請求書 / 売買契約書等 <いずれか 1 つ>

★所有権留保付き購入の場合

◇ローン、クレジット、保証、割賦等の契約書

★下取車がある場合

◇下取車入庫証明書(様式 4)

★型式が「不明」となっている車両の場合

◇メーカー又はメーカーの委託を受けた輸入業者発行の確認書 <原本>

申請する補助対象車両の保有義務期間(処分制限期間)を確認しましたか？

申請者が反社会的勢力及びそれに準ずる者でないことを「暴力団排除に関する誓約」に基づいて確認しましたか？

👉 [「暴力団排除に関する誓約」](#)は、参照

Ⅱ. 申請者別補助金交付申請手続き

Ⅱ-3. リース会社

- リース車両の補助金交付申請は、リース会社が行い、補助金もリース会社に交付されます。但し、補助金相当額が車両のリース料金を支払う使用者の月々のリース料金に還元されることが条件です。
- 補助金を受けた車両の処分制限期間内の保有義務はリース会社にあります。リース契約期間は原則、処分制限期間以上としていただきますが、それ未満の場合は、リース会社が処分制限期間に達するまで保有しなければなりません。

1. 必要書類一覧

必要書類		詳細説明 参照ページ	書類様式
(1)	補助金交付申請書	Ⅱ-14	様式1-1 (全3枚)
(2)	申請者(リース会社)の確認書類	Ⅱ-15	様式8
(3)	借受人(リース契約者)の確認書類	Ⅱ-15	様式8
(4)	申請車両を確認する書類	Ⅱ-16	—
(5)	車両代金の支払い確認する書類	Ⅱ-17	—
(6)	車名および購入価格の確認書類	Ⅱ-17	—
(7)	【下取車がある場合】 下取価格が車両代金の一部に充当されたことの確認書類	Ⅱ-17	様式4
(8)	【提出不要。申請時に作成し保管】 補助金を受けた車両(取得財産等)の管理のための書類	Ⅱ-18	様式11
(9)	リース契約の確認書類	Ⅱ-18	—
(10)	リース料金の確認書類	Ⅱ-18	様式3
(11)	型式が「不明」となっている車両の仕様確認書類	Ⅱ-18	—
(12)	ミニカーがカーシェアリングで使用されることの確認書類	Ⅱ-19	様式18

- ☞ センターが様式を指定する書類は、センターのホームページからダウンロードしてお使い下さい。
- ☞ 添付する書類は、片面コピーで、A4サイズでお願いします。
- ☞ 申請書類は、以下の宛先に、郵便か宅配便で送付してください。持ち込みによる受付は行いません。
- ☞ 提出された書類は返送いたしませんのでご了承下さい。

<書類送付先>

〒103-0027

東京都中央区日本橋1丁目16番3号 日本橋木村ビル9階

一般社団法人 次世代自動車振興センター

令和3年度補正/令和4年度CEV補助金(車両)受付 係

2. 必要書類の詳細説明

(1) 補助金交付申請書

➤ 補助金交付申請書(様式1-1)は車両1台につき1部(全3枚の内P1、P2)を提出して下さい。

☞ [記入例](#)

記入項目	記入要領						
1. 申請者に関する事項	<p>(1) (2)住所及び氏名又は法人名は登記簿謄本の通り記入して下さい。</p> <p>(3)「代表者名」は代表権をお持ちの方の氏名を記入して下さい。</p> <p>(4)「法人番号」は国税庁から指定されている法人番号(13桁)を記入して下さい。 ☆(注意)国税庁指定の13桁の番号。国税庁法人番号公表サイトで検索可能。 登記簿謄本に記載の会社法人等番号(12桁)とは異なります。</p> <p>☆(注意)申請者への補助金交付等に関する情報が、国のgBizINFOサイトにて公表されます。</p> <p>(5)「5:リース会社」を選択又は記入して下さい。 ・支店等が申請する場合、「支店申請」欄に「1:支店申請」を選択又は記入して下さい。 ・支店等が申請する場合は、支店等が登記されていること、支店等の代表者が代表権を持っていることが必要です。 →「支店代表者の代表権」欄に代表権の有無を選択又は記入して下さい。支店等の代表者が代表権を持っていない場合は、代表権者から申請者への委任状(様式は自由)を添付して下さい。</p> <p style="text-align: center;">📄 委任状記載事項</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><tr><td>委任事項</td><td>クリーンエネルギー自動車・インフラ導入事業促進費補助金に関連する一切の事項</td></tr><tr><td>委任者</td><td>住所、氏名</td></tr><tr><td>代理人</td><td>住所、氏名</td></tr></table> <p>(6)法人内のご担当者・連絡先について記入して下さい。</p>	委任事項	クリーンエネルギー自動車・インフラ導入事業促進費補助金に関連する一切の事項	委任者	住所、氏名	代理人	住所、氏名
委任事項	クリーンエネルギー自動車・インフラ導入事業促進費補助金に関連する一切の事項						
委任者	住所、氏名						
代理人	住所、氏名						
2. 車両に関する事項	<p>(1) 以下から該当項目を選択又は記入して下さい。 1:電気自動車、2:プラグインハイブリッド自動車、3:燃料電池自動車、4:超小型モビリティ、5:クリーンディーゼル自動車、6:ミニカー、7:原付(側車付を含む)</p> <p>(2) (3) (4)自動車検査証又は標識交付証明書等に記載されている通りに記入して下さい。</p> <p>(5)「銘柄ごとの補助金交付額」の通りに記入して下さい。外部給電機能、車載コンセントについては「1:有」又は「2:無」を選択又は記入して下さい。</p> <p>(6)「3:リース会社」を選択又は記入して下さい。</p> <p>(7) 以下から該当項目を選択又は記入して下さい。 2:リース使用者、3:車両管理責任者となる役員又は従業員、4:身障者関係者 ・「3:車両管理責任者となる役員または従業員」:下記Ⅱ-3.2「(4)申請車両を確認する書類」の例外1を参照。 ・「4:身障者関係者」:身障者減免制度適用上の制約から、車検証上の使用者がリース使用者と一致しない。</p>						

	<p>(例:リース使用者＝申請者本人、車検証上の使用者＝代行運転者)場合に選択又は記入して下さい。</p> <p>下記Ⅱ-16「(4)申請者を確認する書類」の「例外2」を参照。</p> <p>(8)リース契約の有無につき「1:有」を選択又は記入した上で、リース使用者名等を記入して下さい。</p> <p>・リース使用者が法人の場合は、「住所」は、法人の本社の住所を記入して下さい。</p> <p>(9)申請車両の購入の際、過去に国のクリーンエネルギー自動車関連の補助金を受けた車両を下取車とした場合、「1:有」を選択又は記入した上で、車台番号を記入して下さい。</p>
3. 補助金額に関する事項	(1)「 銘柄ごとの補助金交付額 」で確認して記入下さい。
4. 補助金振込先に関する事項	<p>※記入ミスにより振込みができないケースが多くあります。必ず通帳等で確認の上記入して下さい。</p> <p>(1)口座は、申請者(リース会社)名義の口座として下さい。フリガナも必ず記入して下さい。</p> <p>(「1.申請者に関する事項」の「(2)氏名又は法人名」と同一の名義。代表者等の個人名の口座には振り込めません)</p> <p>(2)金融機関の種類:以下から該当項目を選択又は記入して下さい。</p> <p>1:銀行、2:信金、3:信組、4:その他</p> <p>店名の種類:以下から該当項目を選択又は記入して下さい。</p> <p>1:本店、2:支店、3:出張所</p> <p>(4)預金種目の種類:以下から該当項目を選択又は記入して下さい。</p> <p>1:普通・総合、2:当座、3:貯蓄、4:その他</p>
5. J-クレジット事業への参加	・リース会社は対象外です。(1)で「2:いいえ」を選択又は記入して下さい。
6. 申請に関する誓約	<p>全ての項目につき内容を確認の上、□にチェック(☑を選択又は記入)して下さい。</p> <p>☆(注意)同意がない場合、補助金は交付されません。</p>

(2) **申請者(リース会社)の確認書類**

- 申請者の名称およびリース事業を行っていることが確認できる下記書類(写し)
 - 発行後3ヶ月以内のもの
 - 商業登記簿の全部事項証明書(履歴事項証明書又は現在事項証明書の写し)
- センターが指定する様式(様式8)の役員名簿
 - ・様式8の(注)を確認後、全項目を記入して下さい。

☞ [記入例](#)

☆(注意) 補助金の交付申請前に、「暴力団排除に関する誓約」の内容を必ず確認しなければなりません。

☞ 「[暴力団排除に関する誓約](#)」は、参照

☆(注意) 転リースの場合は、中間リース会社も同様の書類を提出して下さい。

(3) 借受人(リース契約者)の確認書類

借受人の種類	必要な書類
地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 書類は必要なし
地方公共団体以外の法人	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 借受人が確認できる下記書類(写し)。発行後3ヶ月以内のもの。 <ul style="list-style-type: none"> ● 商業登記簿の全部事項証明書(履歴事項証明書又は現在事項証明書) ➤ センターが指定する様式(様式8)の役員名簿 <ul style="list-style-type: none"> ・様式8の(注)を確認後、全項目を記入して下さい。 <p style="text-align: right;">☞ 記入例</p> <p>☆(注意) 補助金の交付申請前に、「暴力団排除に関する誓約」の内容を必ず確認しなければなりません。</p> <p style="text-align: center;">☞ 「暴力団排除に関する誓約」は、参照</p>
個人	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 借受人の氏名、現住所が確認できる公的証明書:下記のいずれか1つ(写し) <ul style="list-style-type: none"> ● 運転免許証(両面を1枚に複写) ※有効期限内のもの ● 住民票 ※発行後3ヶ月以内のもの ● 印鑑登録証明書 ※発行後3ヶ月以内のもの <p>☆(注意) 補助金の交付申請前に、「暴力団排除に関する誓約」の内容を必ず確認しなければなりません。</p> <p style="text-align: center;">☞ 「暴力団排除に関する誓約」は、参照</p>

(4) 申請車両を確認する書類

➤ 申請車両が確認できる書類 (写し)

- 自動車検査証 ※運輸支局長印のあるもの。「登録事項等通知書」は無効
- 標識交付証明書

但し原動付自転車で標識交付証明書が発行されない場合は、軽自動車税申告書控又は標識届出書証明書が必要です。

- 上記書類における車両の「所有者」はリース会社、「使用者」は借受人(リース契約者)であることが必要です。

ただし、以下の場合、例外として「使用者」名が借受人(リース契約者)と一致しないことを認めます。

例外1	<p>○法人等が借受人の場合で、申請車両の「使用者」が、車両の管理責任者として「自動車保管場所証明書」を取得した、当該法人等の役員又は従業員等となっている場合</p> <p>この場合は、申請車両が適正に管理・使用されることが確認できる以下の書類の提出が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● リース契約車両の管理、使用に係るリース会社、借受人(法人)、借受人の社員等による確認書(様式16) ● 法人等と申請車両の使用者の関係が分かる書類 <p>・「使用者」が役員の場合</p> <p>申請者を確認する書類として提出いただく商業登記簿の全部事項証明書に記載のある役員の場合は追加の書類提出は不要です。</p> <p>上記証明書に記載のない役員は、従業員の場合と同様の書類を提出ください。</p>
-----	--

	<p>・「使用者」が従業員等の場合</p> <p>①在職証明書(様式 17)</p> <p>②在職証明書が正しいことを確認できる以下の書類(写し)</p> <p>i. 従業員等の確認書類・・・運転免許証等</p> <p>ii. 従業員等の給与所得の源泉徴収票</p> <p>支払いを受ける者の住所、氏名及び支払者の住所、氏名以外は墨消してください。</p>
例外2	<p>○申請車両の登録又は届出日の年度において、身体障がい者等が使用する自動車に係る自動車税又は軽自動車税の減免制度の適用を受けており、その要件を維持するために、申請車両の「使用者」と借受人が一致しない状態となる場合</p> <p>※ただし、「使用者」と借受人が生計を一にする者である場合に限る。</p> <p>☆(注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減免制度の適用を受けるための「所有者」「使用者」の要件は、自治体により異なります。制度については各自自治体にお問合せください。 ・車両の初度登録(届出)後に「所有者」が変更された場合、補助金の交付が受けられなくなりますので、事前によくご確認の上登録(届出)をお願いします。 ・「所有者」と「使用者」の不一致が認められるのは、<u>車両の登録(届出)の年度</u>に減免制度の適用を受けている場合のみです。 <p>(例) -次年度に減免を申請予定の場合は、認められません。</p> <p>-補助金の交付後、車両の処分制限期間内に減免申請のために「所有者」を変更する場合は、補助金の返納の対象となります。</p> <p>この場合は、「使用者」と借受人の不一致が減免制度の要件によるものであることが確認できる以下の書類の提出が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 減免制度の適用を受けていることが確認できる書類(写し) <ul style="list-style-type: none"> ・減免承認通知書、又は減免申請書(収受印のあるもの)等 ● 「使用者」と借受人の生計同一が確認できる書類(写し) <ul style="list-style-type: none"> ・生計同一証明書、住民票等 <p>☆(注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減免制度の申請(車両の入替え等)や上記書類の取得に時間がかかり、補助金交付申請の期限に間に合わない場合があります。そのような場合には、必ず事前に、センターにご一報ください(期限を過ぎた申請は一切受け付けできません)。

(5) 車両代金の支払いを確認する書類

※以下により、車両代金全額の支払いが完了していることを確認できることが必要です。

- ① 申請者自身が現金により支払いを完了した代金(現金、クレジットカード、銀行振込等による支払いを含む): 支払証憑(写し)

【支払証憑の例】

- 申請者宛ての領収証(領収証(控)は不可)
- 銀行振込み等で領収証が無い場合) 銀行発行の振込証明書(振込金受取書等)

☆(注意)

- ・金額が車両本体以外のものも区分けせずに記載されている場合は、車両本体の支払額がわかる内訳明細表を添付して下さい。
- ・車両代金の全額分に相当する領収証が複数枚に分かれる場合は、複数枚の領収証を提出して下さい。
- ・入金証明書の類は領収証として扱えません。

- ② 下取車の価格を購入金額の一部に充当した場合: 下記(7)ご参照。

(6) 車名および購入価格の確認書類

- 車名・グレード及び購入価格が明示されている書類（写し）
（申請者が車両購入者となっている注文書、請求書、売買契約書等）
- メーカーオプションで外部給電機能又は車載コンセントを装着した場合は、上記書類にその旨の記載があることが必要です。

(7) 【下取車がある場合】下取価格が車両代金の一部に充当されたことの確認書類

- 下取車の下取代金を車両代金の一部に充当した場合は、車両販売会社が記入した「下取車入庫証明書」(様式4)を提出して下さい。
- 併せて、車両購入の注文書、請求書、売買契約書等(上記(6))に当該下取車の明細が記載されていることが必要です。

☆(注意)

- ・下取車が過去にクリーンエネルギー自動車の補助金を受領している場合で、処分制限期間内に売却等の処分をする場合は、事前に財産処分の手続きと補助金返納が必要になります。

☞ [財産処分の手続き](#)は参照

(8) 補助金を受けた車両(取得財産等)の管理のための書類

- 補助金を受けた車両(取得財産等)の管理のため、センターが指定する「取得財産等管理台帳・取得財産等明細表」(様式 11)を作成してください(申請書類としての提出は不要ですが、必要に応じ、センターから開示を求める場合があります)。

補助金を受けた車両は、4年又は3年の保有義務期間(処分制限期間)があり、その間は、当書類を備え付け、管理しなければなりません。

☞ [記入例](#)

☞ [処分制限期間](#)

(9) リース契約の確認書類

- リース契約書(賃貸借契約書)(写し)を提出して下さい。

【提出書類の条件】

- ・リース契約成立後の契約書であること。
- ・リース期間、リース料金、車両(登録番号、車台番号等)が記載されていること。
- ・リース契約期間は、原則、処分制限期間以上であること。

☆(注意) 転リースの場合は中間リース会社のリース契約書(賃貸借契約書)の写しも必要です。

(10) リース料金の確認書類

- センターが指定する「貸与料金の算定根拠明細書」(様式3)を提出して下さい。

☆(注意) 「貸与料金の算定根拠明細書」(様式3)の記載内容の要件

- ・月々のリース料金(消費税抜き)に補助金相当額が還元されていること。
→補助金相当額を全額一括して借受人(リース契約者)に還元することは不可。
- ・リース料金総額から計算した差額と月額リース料金から計算した差額が同額となること。

☆(注意) 転リースの場合には、中間リース会社作成の「貸与料金の算定根拠明細書」(様式3)も提出して下さい。

☞ [記入例](#)

(11) 型式が「不明」となっている車両の仕様確認書類

- 申請車両の型式が「不明」となっている車両の場合、その仕様が事前に承認を受けている補助対象車両と同一であることを証するメーカー又はメーカーの委託を受けた輸入事業者発行の確認書が必要です。

(12) ミニカーがカーシェアリングで使用されることの確認書類

- 以下の確認書類を提出して下さい。
 - ・センターが指定する「カーシェアリング届出書」(様式 18)
 - ・カーシェアリング貸渡約款又は利用約款

☞書類提出にあたり、以下の点をもう一度確認下さい☞

<リース会社>

☆ 書類に不備がある場合は申請受付とはなりません。

提出期限には間に合っていますか？

【提出期限】初度登録(届出)の日から1ヶ月以内(翌月の前日)(消印有効)
例外的に、初度登録(届出)の翌々月の末日まで(消印有効)

☞[提出期限は I -1 ページ](#)参照

申請書及びその他様式に、必要事項が、もれなく記入されていますか？

申請者の名前と書類等に記載された名前は、全て一致していますか？
(補助金振込口座名義人、自動車検査証の所有者、領収証の宛名、等)

自動車検査証の使用者と借受人(リース契約者)は一致していますか？
(一致していないことが認められるケースは、[II-16・17](#)ページ参照)

必要書類は全て整っていますか？

添付する書類はコピーで、A4 サイズでお願いします。

- ◇ 補助金交付申請書(様式 1-1)
- ◇ 商業登記簿の全部事項証明書の写し
- ◇ 役員名簿(様式 8)
- ◇ 自動車検査証 / 標識交付証明書<いずれか 1 つ>
- ◇ (現金による支払い分)領収証
- ◇ 注文書 / 請求書 / 売買契約書等 <いずれか 1 つ>
- ◇ リース契約書
- ◇ 貸与料金の算定根拠明細書(様式 3)

★使用者が法人の場合

- ◇ 商業登記簿の全部事項証明書の写し
- ◇ 役員名簿(様式 8)

★使用者が個人の場合

- ◇ 運転免許証 / 印鑑登録証明書 / 住民票 <いずれか 1 つ>

★下取車がある場合

- ◇ 下取車入庫証明書(様式 4)

★型式が「不明」となっている車両の場合

- ◇ メーカー又はメーカーの委託を受けた輸入業者発行の確認書 <原本>

申請する補助対象車両の保有義務期間(処分制限期間)を確認しましたか？

申請者が反社会的勢力及びそれに準ずる者でないことを「暴力団排除に関する誓約」に基づいて確認しましたか？

☞ [「暴力団排除に関する誓約」](#)は、参照

2. 必要書類の詳細説明

(1) 計画変更

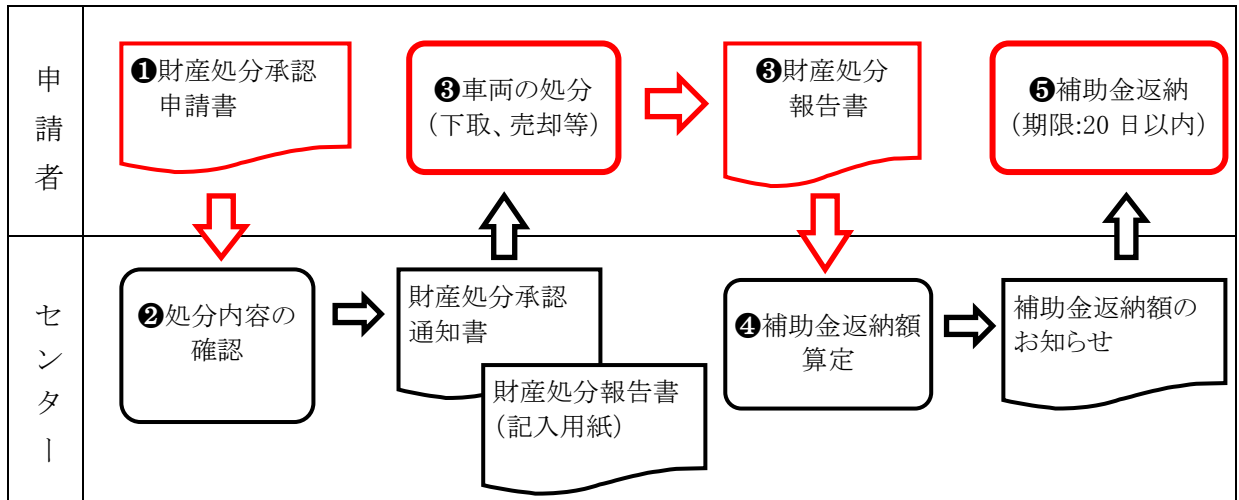
➤ 変更の内容によって、手続きが異なることがありますので、必ず事前にセンターにご相談下さい。

変更内容	具体的な例	提出書類
①軽微な変更	<ul style="list-style-type: none"> ▣申請者の名前の変更 (法人の代表取締役の変更、個人の改姓など) ▣申請者の住所変更 ▣車両の登録ナンバーの変更 <p>※補助金の受領以降に発生する場合も対象となります。</p>	変更届出書 <様式5>
②重要事項の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付決定から補助金振込みの間に発生した以下の変更が対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> ▣ 車両の売却、廃車等により、補助金の受領を中止する場合 ▣ 相続により、申請者(車両の所有者)の名義を変更して、補助金の受領をする場合 <p>※補助金の受領以降に車両の売却、廃車、名義変更及びリース契約者の変更等を行う場合は、「財産処分」となり、「財産処分申請書」で手続きしなければなりません。</p> <p style="text-align: center;">☞ この場合の手続きは、(2)財産処分を参照</p>	計画変更承認申請書 <様式6>

(2) 財産処分

- ▶ 補助金の交付を受けた車両(「取得財産等」という)を処分制限期間内に処分する場合には、処分する前に財産処分承認手続きが必要です。
- ▶ 処分制限期間内にある車両を処分して、新たに補助対象車両を購入する場合、処分した車両の補助金返納が完了するまで、新たな車両への補助金は交付できません。
 - ・財産処分手続きの開始から完了までは期間を要しますので、早めの手続きをお願いします。

<車両処分(財産処分)の手続き>



①	<p>○必ず処分する前にセンターへ「財産処分承認申請書」を提出して下さい。</p> <p>☆(注意) 補助金を受けた年度によって「財産処分承認申請書」の様式が異なりますので注意して下さい。 ☞年度別の財産処分承認申請書は、IV. 様式集を参照</p>
②	<p>○センターで処分内容を確認し、「財産処分承認通知書」を発送します。</p> <p>同時に、財産処分後に返送いただく「財産処分報告書」(記入用紙)を同封します。</p>
③	<p>○車両を処分し、その処分内容を「財産処分報告書」に記入して提出ください。</p>
④	<p>○「財産処分報告書」に記載された処分内容に基づいて補助金返納額を算定し、補助金返納額と返納期限を記載した「補助金返納額のお知らせ」を送付します。</p> <p>☆補助金返納額は、原則、車両の「売却額」に基づいて以下の方法で算定します。</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">補助金返納額</div> = <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">売却額 ※1</div> × <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">補助金比率 ※2</div> </div> <p>※1 売却額が残存簿価相当額より低価である場合は、残存簿価相当額を用いて算定。 残存簿価相当額は、処分制限期間を償却期間とし、定率法による経過月数の償却後の簿価として算定。</p> <p>※2 補助金比率は、車両購入費用に占める補助金額の割合 (補助金比率=補助金額/車両購入費用)</p>
⑤	<p>○「補助金返納額のお知らせ」に記載した補助金返納額を期限までに返納ください。</p> <p>☆(注意) 国の規定に従って、納付期限は、通知から20日とさせていただきます。また、期限までに返納されないときは延滞金をお願いすることもあります。</p>

☆(注意)取得財産等の処分に該当する行為

補助金の目的は、クリーンエネルギー自動車の利用によって地球温暖化や大気汚染の原因となる自動車の有害な排出ガスの排出量低減に貢献することです。

これに反する以下の行為は取得財産等の処分に該当する行為となります。

- ①補助金の目的に反する使用 ②譲渡(売却) ③交換 ④貸付 ⑤廃棄
⑥担保に供すること

☆(注意)補助金返納の必要のない場合

財産処分が以下に該当する場合は、本人の責めに帰さないやむを得ない事由によるものとして補助金の返納は必要ありません。

- i. 取得財産等が天災等により走行不能となり抹消処分した場合
- ii. 取得財産等が過失の無い事故により走行不能となり抹消処分した場合
- iii. その他センターが特に認める場合

ただし「財産処分承認申請書」を提出いただき、承認を得る必要はあります。

☆(注意)財産処分承認申請書に記入する補助金交付決定番号が不明な時は、車検証(写)を添付して下さい。

✕無届で財産処分をした場合

- センターでは、定期的に、補助金を交付した車両の保有状況を調査しています。
センターの承認を得ずに、処分制限期間内に財産処分を行ったことが判明した場合は、補助金の全額の返納を求めることがあります。